

新型コロナウイルス感染症対策

市税の徴収の猶予（最長1年）

- ・対象 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する市税（固定資産税・都市計画税、市県民税、法人市民税、軽自動車税、鉱産税）
- ・対象者 新型コロナウイルス感染症の影響により、納税が一時的に困難な方
- ・猶予期間 納期限から最長1年
- ・申請方法 徴収猶予申請書を提出
- ・申請窓口 総務部税務課（電話番号 0867-72-6116）

上下水道料金・市営住宅家賃の納付の猶予（最長1年）

- ・対象 上下水道料金 令和2年4月分、5月分
市営住宅家賃 令和2年5月分、6月分
- ・対象者 新型コロナウイルス感染症の影響により、上下水道料金及び市営住宅（特定公共賃貸住宅、小集落改良住宅及び単独住宅含む）家賃の納付が一時的に困難な方
- ・猶予期間 納期限から最長1年
- ・申請方法 徴収猶予申請書を提出
- ・申請窓口 建設部都市整備課（電話番号 0867-72-6118）
上水道課（電話番号 0867-72-8971）
下水道課（電話番号 0867-72-6138）

※実施年月日 令和2年4月10日

新 見 市